

事由	退職
記入例番号	3
ケース	6月から12月末の間に退職。本人から翌年5月までの未徴収税額一括徴収希望なし。
異動後の未徴収税額	普通徴収

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書  
特別徴収

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

給与支払報告書に記載した事業所内で従業員のかたを管理・特定するための番号を記入。特になく場合は、空欄。	所在地	〒 ×××-×××× ××県××市××町××番地												特別徴収義務者指定番号	6012345			
	フリガナ													宛名番号	1234			
	氏名又は名称	〇〇商事株式会社												担連当者先	所属	総務課 給与係		
	個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4	電話	0123-45-6789 内線 ( 123 )		
給与所得者	生	中村 太郎												特別徴収税額(年税額)				
	個	S 33 年 6 月 9 日												(イ) 徴収済額				
	受	12345												(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)				
	1月1日現在の住所	吉野ヶ里町〇〇△△△△番地												異動日	××年 1 月 8 日			
	異動後住所	〇〇市〇〇町〇〇番地												異動の事由	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 事由・理由			
		140,000 円												異動後の未徴収税額の徴収方法	3. 普通徴収(本人納付)			
		35,600 円																
		104,400 円																

1. 特別徴収	課税された年度の1月1日時点での住所地で課税されるため、その住所を記入。転居しても、5月分までの1年分を1月1日の住所地に納めます。	異動の事由が「7.その他」の場合は、理由を記入してください。	
氏名又は名称		受給者番号	
納入書の要否		右から番号を1. 必要 2. 不要	

2. 理由	退職後に出国(帰国)される場合は、給与から差し引けなくなる未徴収税額を可能な限り一括徴収してください。徴収できない場合は、個人で納めていただくことになります。	8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。
3. 理由	出国前に全額納付していただくか、本人の代わりに納税をしていただくために納税管理人の選任が必要になります。	(ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分) (ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分) ↑ 普通徴収税額